主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人内山弘の上告趣意は、末尾に添えた別紙記載の通りであつて、第一審第一 回公判調書中の不動文字による記載中「別に争うこと(陳述すること)はありませ ん」というような被告人および弁護人の答弁の部分までが印刷になつていることを 指摘して、第一審判決が正当に行われたか否かを疑い、ひいて被告人に対する不利 益な供述の強要がありはしなかつたか、被告人が基本的人権を保有し得たりや否や を問題にして、違憲の主張をするのである。しかし公判調書の記載は必ずしも立会 書記官の自筆であることを要するものではないのであつて、不動文字で記載するこ とを禁ずる法規はない。そして公判調書は裁判長および裁判所書記官がこれに署名 押印してその記載の正確なことを証明するのであるから(刑訴規則四六条)、不動 文字だから不正確だとは言い得ない。ところで本件記載に当つて見ても、本件公判 調書の記載の正確を疑わせる筋もなくまたそれにつき当事者から異議が申し立てら れてもいない(刑訴法五一条)。それゆえ不動文字による公判調書の記載の理由だ けで第一審公判手続の正当を疑い被告人の供述が不任意であつたかも知れないと主 張するわけには行かないのであつて、右被告人の供述を任意自由の自白と認めた原 審の判断をくつがえすに足りない。要するに論旨は名を憲法違反にかりた手続違背 の理由なき主張にほかならず、上告の適法な理由にならない。

また本件は刑訴法四一一条を適用すべきものとも認められない。 よつて、同法四〇八条、一八一条一項に従い、主文の通り判決する。

以上は当小法廷裁判官全員一致の意見である。

昭和二五年一二月二六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長 谷	Ш	太一	郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	穂	積	重	遠